

# 令和5年度冬季無災害運動実施要綱

令和5年12月1日  
富山労働局

## 1 目的

富山県内においては、冬季(12月から翌年2月までの3か月間をいう。以下同じ。)に降積雪があることや気温が氷点下となるなど地域特有の労働災害のリスクが高まる状況にある。

令和4年12月から令和5年2月までの休業4日以上の労働災害死傷者数(以下「死傷者数」という。)は248人(うち新型コロナウイルス感染症によるものを除く。以下同じ。)で、前年同期の310人に比べ62人(20%)の減少となったが、降雪量の増加や気温の低下によって労働災害が多発する傾向であることから、冬季の気象状況によっては労働災害の多発が危惧される。

また、過去10年の冬季における死傷者数のうち、転倒災害による死傷者数は39%を占めており、これに対する対策が必要であると認められることから、当局では以下のとおり「冬季無災害運動」を実施する。

## 2 取組期間

令和5年12月1日(金)から令和6年2月29日(木)までの91日間とする。

## 3 主唱者

富山労働局、富山・高岡・魚津・砺波の各労働基準監督署

## 4 実施者

全業種の事業者

## 5 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体に対する協力要請
- (2) 集団指導及び監督、個別指導時の指導
- (3) ポスター等の作成、配付
- (4) ホームページ、プレスリリースによる広報

## 6 事業者の実施事項

- (1) 事前の大雪や低温などの気象情報、交通情報の把握及び関係者への周知徹底
- (2) 凍結・積雪及び建物入り口での濡れた履物による「転倒」災害防止対策の徹底
- (3) 屋根などの雪降り作業中の「墜落・転落」災害防止対策の徹底
- (4) 除雪車・除雪機による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の徹底
- (5) 除雪中の用水等への「墜落・転落」災害防止対策の徹底
- (6) 車等のスリップによる「交通事故」防止対策の徹底